

八王子市受注者提出書類処理基準の改正に伴う

契約事務手続の一部変更について(お知らせ)

平成28年4月1日以降に契約締結する案件から契約事務手続が次のとおり一部変更となりましたので、お知らせします。

1 改正内容

(1) 工事及び修繕請負契約

ア 「下請負・再下請負届」・「下請負者・再下請負者一覧表」の改正

工事等の施工において、警備業務等は建設業法で規定する下請契約に該当しないため、本様式や施工体制台帳に記載する必要はありませんが、一方で、仕様書等指示事項として、警備業務等を記載させる工事もあることから、本様式に「除外業務」記載欄を追加し、建設業法の規定該当有無を記載して頂くこととしたほか、「単価契約発注実績額」記載欄の追加も行いました。

イ 契約事務手続の変更

上記アの提出時期を次のとおり変更しました。

(変更前) 契約課提出分は初回分及びしゅん工前最終分の2回とする。

(変更後) 工事担当課提出の都度、契約課分も提出すること。

(2) 設計等委託契約

ア 建築士法改正に伴う様式の追加等

建築士法の改正により、建築物の設計又は工事監理が含まれる委託契約締結時には、従事することとなる建築士の氏名等を記載した書面を、委託者と受託者が記名押印して相互に交付することとされているため、契約書に、それらを記載した書面をつづることとしました。また、その記載内容に変更が生じた場合は、変更契約の対象となることから、申出に伴う事務手続に必要な様式の追加等を行いました。

イ 追加等を行った様式

上記アの申出及び業務を再委託する場合に必要な提出書類として、次の様式を追加しました(様式 委12号の1～3・委13号)。

- ・再委託(変更)承諾申請書(建築設計・工事監理用)
- ・履行体制に関する書面(建築設計・工事監理用)
- ・技術者及び協力会社届 監理業務技術者届(建築設計・工事監理用)
- ・「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」変更届

ウ 契約事務手続について

(ア) 契約締結時

建築物の設計又は工事監理が含まれる委託契約締結時には、「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」を契約書につづって下さい。

(イ) 上記(ア)の記載内容変更時

「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」変更届(様式 委13号)を委託担当課に3部提出して下さい。

(ウ) 業務の一部を再委託する場合

様式 委12号の1～3までの提出書類を委託担当課に2部提出して下さい。

2 様式等保存場所

(1) 工事及び修繕請負契約

ホームページ「事業者の方へ」→「入札・契約情報」→「様式集」→「工事・修繕関係様式」

(2) 設計等委託契約

ホームページ「事業者の方へ」→「入札・契約情報」→「様式集」→「委託関係様式」

3 その他

平成28年3月31日以前に契約締結した案件については、旧基準の適用となります。

《問い合わせ先》
契約課工事契約担当
(直)042-620-7215
(内)2314~2316